

予防接種法及び検疫法の一部を改正する法律案 新旧対照条文 目次

| | | |
|---|---|----|
| ○ | 予防接種法（昭和二十三年法律第六十八号）（抄）（第一条関係） | 1 |
| ○ | 検疫法（昭和二十六年法律第二百一十号）（抄）（第二条関係） | 4 |
| ○ | 地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）（抄）（附則第三条関係） | 5 |
| ○ | 外国軍用艦船等に関する検疫法特例（昭和二十七年法律第二百一十号）（抄）（附則第四条関係） | 6 |
| ○ | 感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成十年法律第百十四号）（抄）（附則第四条関係） | 7 |
| ○ | 住民基本台帳法（昭和四十二年法律第八十一号）（抄）（附則第五条関係） | 8 |
| ○ | 新型インフルエンザ等対策特別措置法（平成二十四年法律第三十一号）（抄）（附則第六条関係） | 10 |

| 改正案 | 現行 |
|---|---|
| <p>（事務の区分）</p> <p>第二十九条 第六條及び附則第七條第一項の規定により都道府県が処理することとされている事務並びに第六條第一項及び第三項、第十五條第一項（附則第七條第二項の規定により適用する場合を含む。）、第十八條（附則第七條第二項の規定により適用する場合を含む。）、第十九條第一項（附則第七條第二項の規定により適用する場合を含む。）並びに附則第七條第一項の規定により市町村が処理することとされている事務は、地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二條第九項第一号に規定する第一号法定受託事務とする。</p> <p>附則</p> <p>（新型コロナウイルス感染症に係る予防接種に関する特例）</p> <p>第七條 厚生労働大臣は、新型コロナウイルス感染症（病原体がベータコロナウイルス属のコロナウイルス（令和二年一月に、中華人民共和国から世界保健機関に対して、人に伝染する能力を有することが新たに報告されたものに限る。）であるものに限る。以下同じ。）のまん延予防上緊急の必要があると認めるときは、その対象者、その期日又は期間及び使用するワクチン（その有効性及び安全性に関する情報その他の情報に鑑み、厚生労働省令で定めるものに限る。）を指定して、都道府県知事を通じて市町村長に対し、臨時に予防接種を行うよう指示することができる。この場合において、都道府県知事は、当該都道府県の区域内で円滑に当該予防接種が行われるよう、当該市町村長に対し、必要な協力をするものとする。</p> <p>2 前項の規定による予防接種は、第六條第一項の規定による予防</p> | <p>（事務の区分）</p> <p>第二十九条 第六條の規定により都道府県が処理することとされている事務並びに同條第一項及び第三項、第十五條第一項、第十八條並びに第十九條第一項の規定により市町村が処理することとされている事務は、地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二條第九項第一号に規定する第一号法定受託事務とする。</p> <p>附則</p> <p>（新設）</p> |

- 接種とみなして、この法律（第二十六条及び第二十七条を除く。）の規定を適用する。この場合において、第十三条第四項中「含む。」とあるのは「含む。」又は同法第十九条の二第一項の承認を受けているもの（当該承認を受けようとするものを含む。）が同条第三項の規定により選任したもの」と、第十六条第一項中「A類疾病に係る定期の予防接種等又はB類疾病」とあるのは「新型コロナウイルス感染症（病原体がベータコロナウイルス属のコロナウイルス（令和二年一月に、中華人民共和国から世界保健機関に対して、人に伝染する能力を有することが新たに報告されたものに限る。）であるものに限る。）」と、第二十五条第一項中「市町村（第六条第一項の規定による予防接種については、都道府県又は市町村）」とあるのは「市町村」とする。
- 3| 前項の規定により読み替えて適用する第二十五条の規定により市町村が支弁する費用は、国が負担する。
- 4| 第一項の規定による予防接種については、第二項の規定により適用する第八条又は第九条の規定は、新型コロナウイルス感染症のまん延の状況並びに当該感染症に係る予防接種の有効性及び安全性に関する情報その他の情報を踏まえ、政令で、当該規定ごとに対象者を指定して適用しないこととすることができる。
- 5| 厚生労働大臣は、次に掲げる場合には、あらかじめ、厚生科学審議会の意見を聴かなければならない。
- 一| 第一項の厚生労働省令を制定し、又は改廃しようとするとき。
 - 二| 第一項の規定による指示をしようとするとき。
 - 三| 前項の政令の制定又は改廃の立案をしようとするとき。

（損失補償契約）

第八条 政府は、厚生労働大臣が新型コロナウイルス感染症に係るワクチンの供給に関する契約を締結する当該感染症に係るワクチン製造販売業者（前条第二項の規定により読み替えて適用する第十三条第四項に規定するワクチン製造販売業者をいう。）又はそれ以外の当該感染症に係るワクチンの開発若しくは製造に係るす

（新設）

る者を相手方として、当該契約に係るワクチンを使用する予防接種による健康被害に係る損害を賠償することにより生ずる損失その他当該契約に係るワクチンの性質等を踏まえ国が補償することが必要な損失を政府が補償することを約する契約を締結することができる。

| 改 正 案 | 現 行 |
|--|--|
| <p>第三十四条（略） （検疫感染症以外の感染症についてのこの法律の準用）</p> <p>2 前項の政令で定められた期間は、当該政令で指定された感染症の種類について、当該感染症の外国及び国内における発生及びまん延の状況その他の事情に鑑み、当該政令により準用することとされた規定を当該期間の経過後なお準用することが特に必要であると認められる場合は、一年以内の政令で定める期間に限り延長することができる。</p> <p>第四十条 第三十四条第一項の場合（同条第二項の政令により、同条第一項の政令で定められた期間が延長される場合を含む。）においては、当該政令で準用する規定に係る前五条の罰則の規定もまた、準用されるものとする。</p> | <p>第三十四条 外国に検疫感染症以外の感染症（次条第一項に規定する新感染症を除く。）が発生し、これについて検疫を行わなければ、その病原体が国内に侵入し、国民の生命及び健康に重大な影響を与えるおそれがあるときは、政令で、感染症の種類を指定し、一年以内の期間を限り、当該感染症について、第二条の二、第二章及びこの章（次条から第四十条までを除く。）の規定の全部又は一部を準用することができる。この場合において、停留の期間については、当該感染症の潜伏期間を考慮して、当該政令で特別の規定を設けることができる。 （新設）</p> <p>第三十四条 外国に検疫感染症以外の感染症（次条第一項に規定する新感染症を除く。）が発生し、これについて検疫を行わなければ、その病原体が国内に侵入し、国民の生命及び健康に重大な影響を与えるおそれがあるときは、政令で、感染症の種類を指定し、一年以内の期間を限り、当該感染症について、第二条の二、第二章及びこの章（次条から第四十条までを除く。）の規定の全部又は一部を準用することができる。この場合において、停留の期間については、当該感染症の潜伏期間を考慮して、当該政令で特別の規定を設けることができる。 （新設）</p> <p>第四十条 第三十四条の場合においては、当該政令で準用する規定に係る前五条の罰則の規定もまた、準用されるものとする。</p> |

| 改 正 案 | | 現 行 | |
|--|--|--|--|
| <p>法律 （略） 予防接種法（昭和二十三年法律第六十八号）</p> | <p>事務 （略） 第六条及び附則第七条第一項の規定により都道府県が処理することとされている事務並びに第六条第一項及び第三項、第十五条第一項（附則第七条第二項の規定により適用する場合を含む。）、第十八条（附則第七条第二項の規定により適用する場合を含む。）、第十九条第一項（附則第七条第二項の規定により適用する場合を含む。）並びに附則第七条第一項の規定により市町村が処理することとされている事務</p> | <p>法律 （略） 予防接種法（昭和二十三年法律第六十八号）</p> | <p>事務 （略） 第六条の規定により都道府県が処理することとされている事務並びに同条第一項及び第三項、第十五条第一項、第十八条並びに第十九条第一項の規定により市町村が処理することとされている事務</p> |
| <p>（略）</p> | <p>（略）</p> | <p>（略）</p> | <p>（略）</p> |

別表第一 第一号法定受託事務（第二条関係）
備考 この表の下欄の用語の意義及び字句の意味は、上欄に掲げる法律における用語の意義及び字句の意味によるものとする。

別表第一 第一号法定受託事務（第二条関係）
備考 この表の下欄の用語の意義及び字句の意味は、上欄に掲げる法律における用語の意義及び字句の意味によるものとする。

○ 外国軍用艦船等に関する検疫法特例（昭和二十七年法律第二百一号）（抄）（附則第四条関係）

（傍線部分は改正部分）

| 改 正 案 | 現 行 |
|--|---|
| <p>（適用又は準用しない規定）</p> <p>第八条 軍用艦船又は軍用航空機の検疫については、検疫法第四条、第六条、第八条、第十一条第二項、第十九条第三項、第二十四条、第二十五条、第二十七条、第二十九条、第三十四条の二第三項（同法第十九条第三項に規定する事務の実施に係る部分に限る。）、第三十六条第一号、第三十七条第二号及び第三十八条第一号の規定は、適用せず、かつ、同法第三十四条第一項の規定に基づく政令でこれらの規定が検疫感染症以外の感染症について準用される場合においても、これを準用しない。</p> | <p>（適用又は準用しない規定）</p> <p>第八条 軍用艦船又は軍用航空機の検疫については、検疫法第四条、第六条、第八条、第十一条第二項、第十九条第三項、第二十四条、第二十五条、第二十七条、第二十九条、第三十四条の二第三項（同法第十九条第三項に規定する事務の実施に係る部分に限る。）、第三十六条第一号、第三十七条第二号及び第三十八条第一号の規定は、適用せず、かつ、同法第三十四条の規定に基づく政令でこれらの規定が検疫感染症以外の感染症について準用される場合においても、これを準用しない。</p> |

○ 感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成十年法律第百十四号）（抄）（附則第四条関係）

（傍線部分は改正部分）

| 改正案 | 現行 |
|--|--|
| <p>（検疫所長との連携）</p> <p>第十五条の二 都道府県知事は、検疫法（昭和二十六年法律第二百一号）第十八条第三項（同法第三十四条第一項の規定に基づく政令によって準用される場合を含む。）の規定により検疫所長から健康状態に異状を生じた者に対し指示した事項その他の厚生労働省令で定める事項の通知（同法第三十四条の二第三項の規定により実施される場合を含む。）を受けたときは、当該都道府県の職員に、当該健康状態に異状を生じた者その他の関係者に質問させ、又は必要な調査をさせることができる。</p> <p>2・3 （略）</p> <p>第十五条の三 都道府県知事は、検疫法第十八条第五項（同法第三十四条第一項の規定に基づく政令によって準用される場合を含む。）の規定により検疫所長から同法第十八条第四項に規定する者について同項の規定により報告された事項の通知（同法第三十四条の二第三項の規定により実施される場合を含む。）を受けたときは、当該者に対し、同法第十八条第一項の規定により検疫所長が定めた期間内において当該者の体温その他の健康状態について報告を求め、又は当該都道府県の職員に質問させることができる。</p> <p>2・4 （略）</p> | <p>（検疫所長との連携）</p> <p>第十五条の二 都道府県知事は、検疫法（昭和二十六年法律第二百一号）第十八条第三項（同法第三十四条の規定に基づく政令によって準用される場合を含む。）の規定により検疫所長から健康状態に異状を生じた者に対し指示した事項その他の厚生労働省令で定める事項の通知（同法第三十四条の二第三項の規定により実施される場合を含む。）を受けたときは、当該都道府県の職員に、当該健康状態に異状を生じた者その他の関係者に質問させ、又は必要な調査をさせることができる。</p> <p>2・3 （略）</p> <p>第十五条の三 都道府県知事は、検疫法第十八条第五項（同法第三十四条の規定に基づく政令によって準用される場合を含む。）の規定により検疫所長から同法第十八条第四項に規定する者について同項の規定により報告された事項の通知（同法第三十四条の二第三項の規定により実施される場合を含む。）を受けたときは、当該者に対し、同法第十八条第一項の規定により検疫所長が定めた期間内において当該者の体温その他の健康状態について報告を求め、又は当該都道府県の職員に質問させることができる。</p> <p>2・4 （略）</p> |

○ 住民基本台帳法（昭和四十二年法律第八十一号）（抄）（附則第五条関係）

（傍線部分は改正部分）

| 改 正 案 | | 現 行 | |
|---|--|---|---|
| <p>別表第二（第三十条の十関係） 提供を受ける通知都道府県の区域内の市町村の市町村長その他の執行機関</p> | <p>事務</p> | <p>別表第二（第三十条の十関係） 提供を受ける通知都道府県の区域内の市町村の市町村長その他の執行機関</p> | <p>事務</p> |
| <p>（略） 四 市町村長</p> | <p>（略） 予防接種法（昭和二十三年法律第六十八号）による同法第五条第一項若しくは第六条第一項（新型インフルエンザ等対策特別措置法第四十六条第三項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）若しくは第三項の予防接種の実施、予防接種法第十五条第一項の給付の支給、同法第二十八条の実費の徴収又は同法附則第七条第一項の予防接種の実施に関する事務であつて総務省令で定めるもの</p> | <p>（略） 四 市町村長</p> | <p>（略） 予防接種法（昭和二十三年法律第六十八号）による同法第五条第一項若しくは第六条第一項（新型インフルエンザ等対策特別措置法第四十六条第三項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）若しくは第三項の予防接種の実施、予防接種法第十五条第一項の給付の支給又は同法第二十八条の実費の徴収に関する事務であつて総務省令で定めるもの</p> |
| <p>別表第四（第三十条の十二関係） 提供を受ける通知都道府県以外の都道府県の区域内の市町村の市町村長その他の執行機関</p> | <p>（略） 三 市町村長</p> | <p>別表第四（第三十条の十二関係） 提供を受ける通知都道府県以外の都道府県の区域内の市町村の市町村長その他の執行機関</p> | <p>（略） 三 市町村長</p> |
| <p>（略） 予防接種法による同法第五条第一項若</p> | <p>（略） 事務</p> | <p>（略） 事務</p> | |

| | |
|-----|-----|
| (略) | (略) |
| (略) | (略) |

しくは第六条第一項（新型インフルエンザ等対策特別措置法第四十六条第三項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）若しくは第三項の予防接種の実施、予防接種法第十五条第一項の給付の支給、同法第二十八条の実費の徴収又は同法附則第七条第一項の予防接種の実施に関する事務であつて総務省令で定めるもの

しくは第六条第一項（新型インフルエンザ等対策特別措置法第四十六条第三項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）若しくは第三項の予防接種の実施、予防接種法第十五条第一項の給付の支給又は同法第二十八条の実費の徴収に関する事務であつて総務省令で定めるもの

| 改 正 案 | 現 行 |
|---|--|
| <p>（停留を行うための施設の使用）</p> <p>第二十九条（略）</p> <p>2～4（略）</p> <p>5 特定検疫港等において検疫を行う検疫所長（第七十一条第一項において「特定検疫所長」という。）は、特定検疫港等において検疫をされるべき者が増加し、停留を行うための施設の不足により停留を行うことが困難であると認められる場合において、検疫を適切に行うため必要があると認めるときであつて、病院若しくは診療所若しくは宿泊施設（特定検疫港等の周辺の区域であつて、特定検疫港等からの距離その他の事情を勘案して厚生労働大臣が指定する区域内に存するものに限る。以下この項において「特定病院等」という。）の管理者が正当な理由がないのに検疫法第十六条第二項（同法第三十四条第一項において準用する場合を含む。以下この項において同じ。）若しくは第三十四条の四第一項の規定による委託を受けず、若しくは同法第十六条第二項の同意をしないとき、又は当該特定病院等の管理者の所在が不明であるため同項若しくは同法第三十四条の四第一項の規定による委託をできず、若しくは同法第三十四条第二項の同意を求められないときは、同項又は同法第三十四条の四第一項の規定にかかわらず、同法第十六条第二項若しくは第三十四条の四第一項の規定による委託をせず、又は同法第十六条第二項の同意を得ないで、当該特定病院等を使用することができる。</p> <p>6（略）</p> | <p>（停留を行うための施設の使用）</p> <p>第二十九条（略）</p> <p>2～4（略）</p> <p>5 特定検疫港等において検疫を行う検疫所長（第七十一条第一項において「特定検疫所長」という。）は、特定検疫港等において検疫をされるべき者が増加し、停留を行うための施設の不足により停留を行うことが困難であると認められる場合において、検疫を適切に行うため必要があると認めるときであつて、病院若しくは診療所若しくは宿泊施設（特定検疫港等の周辺の区域であつて、特定検疫港等からの距離その他の事情を勘案して厚生労働大臣が指定する区域内に存するものに限る。以下この項において「特定病院等」という。）の管理者が正当な理由がないのに検疫法第十六条第二項（同法第三十四条において準用する場合を含む。以下この項において同じ。）若しくは第三十四条の四第一項の規定による委託を受けず、若しくは同法第十六条第二項の同意をしないとき、又は当該特定病院等の管理者の所在が不明であるため同項若しくは同法第三十四条の四第一項の規定による委託をできず、若しくは同法第三十四条第二項の同意を求められないときは、同項又は同法第三十四条の四第一項の規定にかかわらず、同法第十六条第二項若しくは第三十四条の四第一項の規定による委託をせず、又は同法第十六条第二項の同意を得ないで、当該特定病院等を使用することができる。</p> <p>6（略）</p> |